

ニッケル及びその化合物に関する検討状況について

現在水質管理目標設定項目とされている「ニッケル及びその化合物」については、最近3ヶ年（平成23年度～25年度）継続で目標値の50%超過地点が1地点以上存在し、平成25年度には目標値超過地点も1地点確認されており、平成22年度に整理された「水質基準項目と水質管理目標設定項目の分類に関する考え方」に照らすと浄水からの検出状況から水質基準に分類するか検討すべき項目に該当している状況である。

一方で、平成27年度第2回逐次改正検討会において、目標値の再検討が必要であること、給水装置からのニッケルの浸出に対する対応が困難であるという課題があるため、水道原水及び浄水におけるニッケルの存在状況、環境汚染状況の推移、水道用資機材等を含めた水道における制御方法等についての調査検討を引き続き行い、「ニッケル及びその化合物」を水質基準に分類するかどうかについての検討を継続することとされた。

現在、水質基準の設定に関する基礎材料として、厚生労働科学研究費「水道における水質リスク評価及び管理に関する総合研究（研究代表者：北海道大学松井教授）」の中において、国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター安全性予測評価部 広瀬部長を中心に、当面は1年間の予定で食品等からの暴露影響に関する調査を進めていただいているところである。具体的には、ニッケルの飲料水あるいは食品からの摂取量とアレルギー等の健康影響が生じる量との相関性を示す公表文献情報等について調査中である。

今後、この調査結果、浄水における検出状況、給水装置における浸出状況等を基に、再度逐次改正検討会においてニッケル及びその化合物の取扱いについて議論を行う予定である。